

択一・記述 問題形式でみる改正民法

田端 恵子

1. 過去の改正

・平成 18 年会社法施行時の出題

・近年の改正と出題

改正年・科目	出題
平成 26 年会社法 改正：監査等委員 会設置会社等	・平 27-30-イ（会計限定監査役の登記） ・平 28-27-イ（仮装払込み等の責任） ・平 28 記述：監査等委員会設置会社の定め ・平 31 記述：監査役の監査の範囲を会計に関するもの に限定する旨の定款の定め廃止
平成 27 年商業登 記規則改正：本人 確認証明書等	・平 28-30-ウ（婚姻前の氏を記録することの申出） ・平 27 以降の記述：本人確認証明書の添付の要否
平成 28 年商業登 記規則改正	・平 29 以降の記述：株主リストの添付の要否 ・平 31 記述：株主リストに記載すべき最小限の範囲の 株主を解答させる出題
平成 29 年不動産 登記規則改正：法 定相続情報証明 制度	・平 31-26（法定相続情報証明制度）→5 肢中 2 肢は平 29. 4. 17 民 2. 292 の通達, 1 肢は平 30. 3. 29 民 2. 166 の 通達を根拠として出題

2. 新設規定の出題

新設規定の例

- ・ 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（151条）
- ・ 保証について、債権者の情報提供義務（458条の2、458条の3）
- ・ 事業に関する債務の保証に関する規定（465条の6以下）
- ・ 定型約款（548条の2～548条の4）
- ・ 配偶者居住権（1028条以下）、配偶者短期居住権（1037条以下）
- ・ 持戻し免除の意思表示の推定規定（903条4項）
- ・ 遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲（906条の2）
- ・ 遺産分割前の預貯金債権の行使（909条の2）
- ・ 特別の寄与（1050条）

問1 AとBは、AがBに対して有する金銭債権について、紛争解決のために協議を行う旨を合意し、合意書を作成した。この場合、AとBの合意によって、協議の内容が確定していないため、時効の完成猶予の効力は生じない。

問2 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引の合意の前に、定型取引の相手方に対し、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。

問3 遺産の分割前に遺産に属する財産が共同相続人のうち一人によって処分された場合には、共同相続人は、その処分をした相続人以外の全員の同意によって、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

問4 配偶者居住権は、遺産分割、遺贈及び死因贈与契約によって設定することができる。

問5 債権者は、保証人から請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

- 問1 × 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予は、協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録ですることにより効力を生じるため、協議の内容が定まっている必要はない（民法 151 条）。
- 問2 × 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引の合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない（民法 548 条の 3 第 1 項）。相手方から請求がなければ開示義務はない。また、準備者がすでに相手方に対し、定型約款を記載した書面又は電磁的記録を交付・提供していたときは、開示義務はない（民法 548 条の 3 第 1 項ただし書）。
- 問3 ○ 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる（民法 906 条の 2）。財産を処分した者が共同相続人のうちの一人又は数人である場合には、当該相続人の同意は不要である（民法 906 条の 2 第 2 項）。
- 問4 ○ 民法 1028 条 1 項各号、1029 条。配偶者居住権は、遺産分割、遺贈及び死因贈与契約によって設定することができる。
- 問5 × 債権者の主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務は、主たる債務者の委託を受けた保証人に対する義務であり、主たる債務者の委託を受けない保証人に対しては、本問のような情報提供義務はない（民法 458 条の 2）。主債務の履行状況は、主たる債務者の個人情報であるため、委託を受けない保証人には請求権が認められていない。

【学習法】

- ・テキスト
 - ・条文
- 読むだけではダメ、規定ができた経緯や趣旨を使って覚える
- ・新作問題の演習

3. 改正で要件を揃えた規定

- ・復代理と復委任（104条，644条の2）
 - ・連帯債務と連帯保証（436条以下，458条）
 - ・他の連帯債務者に相殺権がある場合等の履行拒絶権（439条2項，457条3項）
 - ・売主の担保責任と贈与者の担保責任（551条），請負人の担保責任（559条，562～564条）
 - ・使用貸借，寄託の諾成契約化（593条，657条）
- ※消費貸借にも諾成的消費貸借の規定を新設（587条の2）

問6 委任による代理人は，本人の許諾を得たとき，又はやむを得ない事由があるときでなければ，復代理人を選任することができないが，受任者は，いつでも復受任者を選任することができる。

問7 消費貸借契約も，使用貸借契約も，契約成立の要件として，目的物を受け取ることを要する。

H06-01

- エ 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合で，その債務者が相殺を援用しないときは，他の債務者は，その債務者の負担部分についてのみ，相殺を援用することができるが，連帯保証人は，主たる債務者が債権者に対して有する債権を自働債権として相殺することにより，相殺適状であった債権の全額の債務を免れることができる。
- × 連帯債務者の1人が債権者に対して相殺適状にある債権を有する場合，その連帯債務者が相殺を援用しない間は，その連帯債務者の負担部分の限度で，他の連帯債務者は履行拒絶権を有するが，相殺することはできない（民法439条2項）。また，保証人は，その権利行使によって主たる債務者がその負担を免れる限度で，履行拒絶権を有するが，相殺することはできない（民法457条3項）。従って，本記述は誤っている。

- 問6 × 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない(民法104条)。また、受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない(民法644条の2)。
- 問7 × 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる(民法587条)が、書面とする消費貸借の場合には、金銭その他の物を受け取らなくても効力が生じる(書面とする消費貸借。民法587条の2)。また、使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる諾成契約である(民法593条)。

【学習法】

- ・テキスト
- ・同一の規定を整理、比較
- ・使える過去問の演習＋新作問題の演習

4. 改正で結論・正誤が変わるもの

(例) 債務不履行と解除 (412 条以下, 541 条, 542 条), 担保責任 (562 条~572 条), 危険負担 (536 条, 413 条の 2), 詐害行為取消権行使の効果 (425 条), 特定財産承継遺言 (899 条の 2)

問 8 債権者代位訴訟を提起した債権者も, 詐害行為取消権に係る訴えを提起した債権者も, 遅滞なく, 債務者に対し訴訟告知をしなければならない。

問 9 加害者が不法行為による損害賠償債務を相殺により消滅させることは許されない。

H30-16

ウ 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について悪意である場合において, 転得者が善意であるときは, 転得者に対して詐害行為取消権を行使することはできない。

→ ○ 転得者に対する詐害行為取消権の行使は, 転得者が転得当時, 債務者がした行為が債権者を害することを知らなかったときはすることができない (民法 424 条の 5 第 1 号)。

エ 債権者が受益者に対して詐害行為取消権を行使し, 詐害行為を取り消す旨の認容判決が確定した場合であっても, 債務者は, 受益者に対して, 当該詐害行為が取り消されたことを前提とする請求をすることはできない。

→ × 詐害行為取消請求を認容する確定判決は, 債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する (民法 425 条)。よって, 本記述の債務者は, 当該詐害行為が取り消されたことを前提とする請求ができる。

※最判平 13. 11. 16 から変更

H15-7

エ 時効が更新された場合には, それまでに経過した期間は法律上は無意味なものとなり, 時効の更新事由が終了した時から, 新たに時効期間が進行を開始するが, 時効の完成が猶予された場合には, 時効の完成が一定期間猶予されるだけであり, 時効の完成猶予が終了しても, 新たに時効期間が進行を開始することはない。(改)

→ × 民法 147 条 1 項各号及び 148 条 1 項各号の事由により時効の完成猶予がなされた場合, 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定すると, 消滅時効は新たに進行する (民法 147 条 2 項, 148 条 2 項)。よって, 時効の完成猶予がなされた場合であっても, 新たに時効期間が進行することがある。

- 問8 ○ 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない（民法423条の6）。また、債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない（民法424条の7）。
- 問9 × 相殺をもって債権者に対抗できない受働債権の範囲は、①加害者の「悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権」と②債務者の「人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権」である（民法509条1号、2号）。よって、①や②にあたらぬ債務（ex. 過失による不法行為に基づく損害賠償債務）を受働債権とする相殺は許される。

【学習法】

- ・テキスト
- ・なるべく「改正により解答不能」ではなく改正後に対応した問題、解説にアップデートしている問題集を使用する
- ・新作問題の演習

5. 他科目に影響するもの

不動産登記法	錯誤（95条）、時効（147条以下）、配偶者居住権（1028条以下）、買戻（579条）、債務引受（472条以下）、弁済による代位（499条）、遺留分侵害額請求権（1046条）
会社法	錯誤（95条）、詐害分割の時効
民事訴訟法	時効（147条以下）、多数当事者訴訟
民事執行法	※改正法の施行日が令和2年4月1日に決定したので、民事執行法改正への対応が必要
供託法	時効（147条以下）、債権譲渡（供託権・供託請求権。466条の2、466条の3）、弁済（494条）
司法書士法	※改正法の施行日・試験範囲に注意

6. 勉強の指針

(1) 要らない問題を把握し、捨てる

① 要らない例

削除された規定に関するもの（使えない）

一定の業種に関する短期消滅時効（旧 170～174 条）、債権者代位の裁判上の代位（旧 423 条 2 項。e x. H26-16-ア）、異議なき承諾（e x. H8-6-1, H7-7-エ）、遺留分減殺請求（金銭以外の請求。e x. H29-23-イウ, H28-33-アイ, H25-23-エオ, H16-18-ウ）等

② 通達が出る、解釈が定まるなどしないと定かでないもの

使えない過去問はとりあえず捨てるが、通達などが出て実務の運用がわかった時の情報のアップデートは必要。

e x. 配偶者居住権の申請書（パーフェクトユニット記述式問題集で取り扱います）、買戻の増額変更登記申請の可否

また、条文通りであれば出題できる。

問 10 遺留分侵害額請求権を行使された受遺者又は受贈者が請求した場合、裁判所は、遺留分侵害額請求による支払債務について、相当の期限の許与ができる。

→ ○ 民法 1047 条 5 項。

(2)アップデート方法

講座を受講している→講義差し替え，補足レジュメの追加など講師対応
講座を受講していない→書籍，講師SNS，法務省の案内など

(3)力試し

テキスト，講義によるインプットはもちろん大事
→ 必ず力試しをする場を作る（演習民法，答練，模試等）

(4)わからないことは聞く

改正対応の過去問を解いていて疑問に思ったことは質問，問い合わせる
→ 質問できるということは，わからないことがわからない段階から成長
しているという事だから，落ち込む必要は一切ない

7. 記述

(1)問題内容との絡み方

債権・債務関係→抵当権の被担保債権（債務）に絡む
相続・遺産分割関係→相続に絡む

(2)出し方

- ・登記申請（メイン）で
- ・設問で（登記原因証明情報の中身，「仮に・・・」等）

(3)対策

- ・改正に対応した「連想パターン」の修得
- ・まず記述対策の時間をとること

「パーフェクトユニット記述式必修問題集60」より 不登法問3

登記記録に次のような登記事項の記録がある甲土地について、令和2年3月15日、司法書士法務太郎は、B以外の関係当事者全員から後記【事実関係】1及び2を聴取し、これらの事実関係により生ずる権利関係に基づく登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、これらの登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。司法書士法務太郎は令和2年3月16日に、事実関係の事実に基づく登記の申請を行った。

同年5月1日、司法書士法務太郎は、Bからある登記申請ができるかについて相談を受け、当該登記申請ができる旨を回答し、当該登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、これらの登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。司法書士法務太郎は同日、事実関係の事実に基づく登記の申請を行った。

これらの登記の申請情報のうち、不動産の所在事項、代理人の表示、申請年月日及び登記所の表示を除いた事項を以下の問に従って記載しなさい。

問1 令和2年3月16日に申請した申請情報を第1欄に記載しなさい。

問2 令和2年5月1日に申請した申請情報を第2欄に記載しなさい。

問3 仮に、【事実関係】1及び2に基づく登記を申請しないうちに、Cが法定相続分による登記を申請し、自己の持分を第三者に売買して登記を経由した場合、Bは、【事実関係】2の遺言により取得した自己の権利を第三者に対抗することができるか。結論と理由を第3欄に記載しなさい。

(甲土地の登記記録)

表題部 (省略)

権利部 甲区

1 番 所有権保存
平成 29 年 5 月 2 日第 502 号
所有者 A

乙区

1 番 抵当権設定
平成 29 年 5 月 30 日第 530 号
原因 平成 29 年 5 月 30 日金銭消費貸借同日設定
債権額 金 500 万円
債務者 E
抵当権者 B

【事実関係】

- 1 Aは令和2年2月20日、死亡した。Aの相続人は、子のB及びCのみである。
- 2 Aは、「甲土地をBに相続させる。」旨の公正証書遺言を作成していた。なお、遺言執行者としてDを指定している。Dは、遺言執行者への就職につき、承諾している。

(事実関係に関する補足)

- 1 **【事実関係】** 2の遺言によりBが取得する権利は、法定相続分を超えている。

(注意事項)

- 1 司法書士法務太郎が、令和2年3月16日に行った登記の申請は、同年3月28日に完了している。
- 2 相続人及び遺言執行者のいずれも申請できる登記の申請は、遺言執行者が申請するものとする。
- 3 申請人を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「権利者」、「義務者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
 - (2) 住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。
- 4 登記原因証明情報以外の添付情報については、具体的な内容を括弧書きで記載するものとする。
- 5 第1欄及び第2欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たって記載すべき申請情報がない場合は、該当箇所に「なし」と記載すること。
- 6 第1欄及び第2欄に登記すべき申請情報がない場合は、登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
- 7 令和2年1月1日現在の甲土地の課税標準の価格は金600万円である。

【解答例】

第 1 欄

登記の目的	所有権移転
原因	令和 2 年 2 月 20 日相続
相続人	(被相続人 A) B
添付情報	登記原因証明情報 住所証明情報 (B の住民票の写し等) 代理権限証明情報 (A の遺言書及び死亡を証する書面, D の委任状)
課税価格	金 600 万円
登録免許税額	金 2 万 4000 円

第 2 欄

登記の目的	1 番抵当権抹消
原因	令和 2 年 2 月 20 日混同
権利者兼義務者	B
添付情報	登記識別情報 (甲土地乙区 1 番の登記識別情報) 代理権限証明情報 (B の委任状)
課税価格	なし
登録免許税額	金 1000 円

第 3 欄

<p>B は自己の権利を第三者に対抗することができない。 法定相続分を超える権利の取得は、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができない (民法 899 条の 2 第 1 項)。 B は法定相続分を超える権利を遺言により取得しているが、法定相続人から権利を取得し登記を経由した第三者とは対抗関係となるので、相続させる旨の遺言により取得した法定相続分を超える自己の権利を対抗することができない。</p>

連想パターン 特定財産承継遺言があったら？

→ 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第 901 条の規定により算定した相続分（＝法定相続分）を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない（民法 899 条の 2 第 1 項）。

共同相続人が法定相続分により権利を承継したとして差押えをした債権者等に不測の損害を与えないための決まりである。

→ a 登記を備えていない間に第三者が差押えをしたり、法定相続分による登記後に持分を取得した第三者が現れたりした場合には、特定財産承継遺言により権利を取得した相続人が、権利を取得できない可能性がある。

→ b 特定財産承継遺言があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる（民法 1014 条 2 項）ので、問題文の内容・指示によっては、遺言執行者が特定財産承継遺言に関する登記を申請する可能性がある。

【2020年合格応援企画・講座のご案内】

・メルマガ「田端の改正民法 Letter」（無料）

12/25～配信開始

12/25 から 1/3 まで毎日、司法書士試験の過去問以外の改正民法の問題と一言メッセージをお送りします。

ご登録：以下のアドレスに空メールをお送りください。

tatsumi.2020tabataletter@fofa.jp

・書籍「パーフェクトユニット記述式必修問題集60」

2020年2月発売（予定）

民法改正完全対応！記述式を得意にするための連想パターンの修得と解法の確立ができる一冊。1日1問、約2ヶ月で記述対策を仕上げる事ができる受験生必修の問題集です。

・講座「パーフェクトユニット演習民法」2020年2月開講

改正民法の知識修得には問題演習が不可欠！

総則・債権など分野ごとに進行するので、演習後の復習にも最適の改正民法演習講座です。

・講座「田端の改正民法肢別6時間」（仮）

2020年1月発売（予定）

過去問は絶対に肢別を推奨する講師が提供する改正肢だけ解説する肢別講義です。※辰巳の肢別アプリを使用します

・講座「田端とたった2日で変える記述式のマインドとルール パーフェクトユニット記述合宿」2020年3月実施

先着順で講師添削付き！

一気に記述力を上げる短期集中記述講座です。

絶対合格！ 田端恵子

辰 巳 法 律 研 究 所

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町 1-5 三共梅田ビル 8F
TEL06-6311-0400（代表）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6 TEL03-3360-3371（代表）

【提携校】

岡山校：〒700-0023 岡山市北区駅前町 1 丁目 8 番 18 号
イコットニコット 5F TEL086-236-0335（代表）